

第337回兵庫県内水面漁場管理委員会
委員会議事録

令和3年11月30日

兵庫県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年11月30日(火) 14時00分から
場 所 神戸市教育会館404会議室
神戸市中央区中山手通4丁目10番5号

2 招集者及び通知年月日

招 集 者 会長 近藤 敬三
通知年月日 令和3年11月22日

3 議題及びその結果

- ・うなぎ稚魚漁業許認可方針の一部改正について(諮問)
→原案どおり改正することに異議がない旨決定
- ・漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行ううなぎ稚魚漁業の公示内容について(諮問)
→原案どおり公示することに異議がない旨決定
- ・コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について
→原案どおり指示することに決定

4 委員会を組織する者の委員数及び出席者数

委員総数 10名
出席委員数 10名

5 出席委員

- ・堂本 敏弘 ・渡辺 昭良 ・横田 清 ・杉谷 勉 ・渡部 完
・土肥 富幸 ・山田 富士 ・片野 泉 ・吉田 忠弘 ・近藤 敬三

6 臨席者

兵庫県農政環境部農林水産局水産課	課 長	中岸 明彦
	漁政班主幹	森本 利晃
	主 査	谷口 健
県立農林水産技術総合センター内水面漁業センター	所 長	五利江 重昭

7 傍聴者

兵庫県内水面漁業協同組合連合会	事務局長	嶋村 良子
-----------------	------	-------

8 議事の内容

森本主幹

(開催を宣し、委員の出席状況及び付議事項について報告。委員会の成立を告げる。)
それでは、近藤会長ご挨拶をよろしく願いいたします。

近藤会長

第337回の兵庫県内水面漁場管理委員会並びに委員協議会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症ですが、新たにオミクロン株というものが出てきまして、第6波が懸念される所です。皆様には引き続き感染対策をお願いしたいと思います。

さて、内水面漁業の重要魚種でありますあゆですが、今年の産卵は順調にしているものと思っております。来漁期の豊漁をお祈りしております。

本日の議題ですけれども、委員会で諮問等3議題、委員協議会でも事前協議等で3議題ございます。円滑に議事を進めたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたしまして、私の挨拶とします。ありがとうございます。

森本主幹

ありがとうございました。それでは、議題に入ります。会長、議事進行をお願いいたします。

近藤会長

議事に入ります前に、本日第337回の委員会でございますが、議事録の署名委員を私の方から指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(承認)

近藤会長

ありがとうございます。ご承認いただきましたので加古川漁協の渡辺委員と横田委員に議事録への署名をお願いします。

それでは1つ目の議題、「うなぎ稚魚漁業許認可方針の一部改正について(諮問)」を上程いたします。水産課から説明をお願いいたします。

森本主幹

((委)資料1を用いて内容を説明)

近藤会長

ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

(質疑応答なし)

近藤会長

特にならぬでございます。内水面漁場管理委員会として「原案どおり改正することに異議ない旨答申する」こととしてよろしいでしょうか。お諮りいたします。

(異議なし)

近藤会長

ありがとうございます。異議がありませんのでそのように決定いたします。

それでは2つ目の議題、「漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行ううなぎ稚魚漁業の公示内容について（諮問）」を上程いたします。水産課から説明をお願いいたします。

森本主幹

((委) 資料2を用いて内容を説明)

近藤会長

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問をお願いいたします。

渡部副会長

採捕許可から漁業許可になって2年目だと思いますが、うなぎ稚魚は廃棄物のマニフェストみたいに流通で抜けが出ないような仕組みになると新聞に書いていたんですが、もっと先のことでしょうか。

森本主幹

そうですね。なまことかあわびとかしらすうなぎは、非常に効果で反社会勢力の資金源になるようなものについては、先ほど副会長が言われたような履歴がわかるような仕組みしていこうということです。

しらすうなぎを特定水産動植物とするために、しらすうなぎの採捕を許可漁業にする必要があるんですが、静岡県とか宮崎県とか高知県といったしらすうなぎ漁が盛んなところは、漁業許可制への移行にいろいろなハードルがありまして、その関係でしらすうなぎの特定水産動植物への指定は令和5年の12月まで猶予されています。そういうことで、流通の方の仕組みも特定水産動植物への指定と足並みを揃えていこうかたちになります。

近藤会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

吉田委員

よろしいでしょうか。許可受者が1回も採捕しに行かなかったら、実績なしの報告をするだけでいいのでしょうか。

森本主幹

もちろん許可を受けた者は漁獲の報告をしないといけないので、採補に行かなかった場合は、漁獲実績ゼロの報告をあげてもらえばよい。

吉田委員

その人がもし来年許可の申請をしても許可するわけですか。

森本主幹

もちろんそうです。

吉田委員

一人あたりの漁獲量の上限は5キログラムですよ。兵庫県の内水面においてこれは適正なのでしょうか。

森本主幹

許認可方針を策定する際にも議論になったんですが、一人あたりの漁獲量の上限が5キロでいいのか悪いのかを判断するには、やはり科学的知見に基づく資源評価が出来ないと判断できません。ご存じのとおりしらすうなぎについては、最近ようやくその生態がわかってきたに過ぎません。

本県では科学的知見に基づくものではありませんが、採補許可の時も一人あたりの採補量の上限を5キロとしていました。採補許可から漁業許可になったということだけで、根拠も無いのに例えばこの5キロを1キロにするといった行政としての処分を下すのも難しいということで、従前の採補許可に付されていた条件を踏襲するかたちで漁業許可に移行したという経緯でございます。

吉田委員

わかりました。ありがとうございます。

近藤会長

他にございますでしょうか

渡辺委員

履歴のわからないしらすうなぎが40パーセントほど流通していると聞いたことがあるんですが、兵庫県はどうなんですか。闇の集荷業者に出したというケースもあると思うんですけど、把握できているんですか。

森本主幹

しらすうなぎの何割が密漁とか不正流通によるものかということですけど、まず、全都道府県が許可者がどれだけ捕ったか、集荷業者にどれだけ売ったかという情報を水産庁に報告します。

一方水産庁は、池入量、養鰻業者がどれだけしらすうなぎを池に入れましたかというのを調

査します。うなぎ養殖業は大臣許可ですから国がやるわけです。

それで普通に考えたら、各都道府県が報告する許可受者や集荷業者が養鰻業者に売った国産の量と輸入されたしらすうなぎの合計が、養鰻業者の池入量とニアイコールになったらきれいわけです。それが合わない。その合わない分が不正流通が何パーセントの根拠です。

というわけで、兵庫県の許可受者が捕ったしらすうなぎがどれだけ抜けているかというのは、先ほど話したように全国の養鰻業者の池入量をベースに、国内で捕れた分、海外から輸入した分の差し引きでやっているのだから分かりません。

また、本県は河川区域のみでしかもタモ網によるすくい捕りしか出来ませんので、全国のシェア的にみて非常に少ない。例えば、本県で採捕されたしらすうなぎが全て闇ルートで流れたとしても全国的に見れば1パーセントにも達しない程度だろうということしかお答えできません。

渡辺委員

わかりました。

近藤会長

他にございませんでしょうか。

(質疑応答なし)

近藤会長

それではこの件につきまして、内水面漁場管理委員会として「原案どおり公示する」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

近藤会長

ありがとうございます。異議がありませんのでそのように決定いたします。

それでは3つ目の議題です。「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」を上程いたします。水産課から説明をお願いいたします。

森本主幹

((委) 資料3を用いて内容を説明)

近藤会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(質疑応答なし)

近藤会長

それでは内水面漁場管理委員会といたしまして「原案どおり指示する」こととしてよろしい

でしょうか。お諮りいたします。

(異議なし)

近藤会長

ありがとうございます。異議がありませんのでそのように決定いたします。
これもちまして、第337回の委員会を終了いたします。

閉会：14時32分